

平成 30 年度 障がい者（児）施設整備に関する特別調書  
（施設の創設、増築、増改築、改築用）

1	<input type="checkbox"/> 障がい者（児）施設整備計画協議書（様式第 4 号） <input type="checkbox"/> 老朽民間社会福祉施設整備計画協議書（様式第 6 号） <input type="checkbox"/> 大規模修繕及びスプリンクラー設備等整備計画協議書（様式第 7 号） <input type="checkbox"/> 避難スペース整備計画協議書（様式第 8 号） ※上記様式のうち、整備区分に応じ、該当する協議書に記載して下さい。 ※その他、各別添の記載留意事項中「添付資料について」を参照して下さい。
2	<input type="checkbox"/> 施設の配置図及び施設の経歴（共通別紙 1）（既存施設がある場合）
3	<input type="checkbox"/> 工事実施前の施設の平面図（共通別紙 2）（既存施設がある場合） <input type="checkbox"/> 現状を示す写真（平面図に写真の撮影方向、写真番号を明記し、老朽化等の場合はその状態についてのコメントを記載すること。）
4	<input type="checkbox"/> 整備工事実施後の施設の平面図（共通別紙 3） <input type="checkbox"/> 他の施設との合築の場合は全体の平面図（施設ごとに分けし着色すること） <input type="checkbox"/> 工程表 <input type="checkbox"/> 設計図 <input type="checkbox"/> 部屋別面積表 <input type="checkbox"/> 冷暖房部屋別面積表 <input type="checkbox"/> 土地取得の場合（贈与契約書又は売買契約書、所有権移転確約書、不動産登記簿謄本等の写し） <input type="checkbox"/> 貸与を受ける場合（地方公共団体の無償貸与契約書、土地賃貸借契約書、地上権設定契約書、不動産登記簿謄本等の写し） <input type="checkbox"/> 確約書の場合は印鑑登録証明書 <input type="checkbox"/> 土地の公図
5	<input type="checkbox"/> 木造社会福祉施設老朽度調査表（共通別紙 4-1）（改築及び増改築の場合）
6	<input type="checkbox"/> 非木造社会福祉施設老朽度調査表（共通別紙 4-2）（改築及び増改築の場合）
7	<input type="checkbox"/> 独立行政法人福祉医療機構に対する償還計画等調（共通別紙 5）（借入を予定している場合） <input type="checkbox"/> 借入金償還計画等一覧表（借入先ごとに作成）（共通別紙 5 別表） <input type="checkbox"/> 償還財源確認書類（贈与契約書、贈与予定者の前年の課税証明書（預貯金の場合、残高証明書）印鑑登録証明書）の写し
8	<input type="checkbox"/> 社会福祉法人等調書（共通別紙 6）
9	<input type="checkbox"/> 社会福祉施設整備事業計画書（共通別紙 7）
10	<input type="checkbox"/> 法人審査結果報告書（共通別紙 8）（新設法人も含む）
11	<input type="checkbox"/> 解体撤去工事費・仮設施設整備工事費協議書（様式第 13 号）（該当する場合のみ） <input type="checkbox"/> 既存施設の解体撤去工事がわかる平面図 <input type="checkbox"/> 仮設施設の室名及び面積を明らかにした表 <input type="checkbox"/> 仮設施設の配置図及び各階平面図
12	<input type="checkbox"/> 本体工事設計書（見積書）
13	<input type="checkbox"/> 設計・工事監理見積書

（注）

- 1 提出書類一覧表を一番上にし、A 4-S（縦型）ファイルに綴じてください。
- 2 NO. のインデックスを貼ってください。（差し替え等の場合もあり白紙に貼付してください）
- 3 提出された資料は□を黒塗りかチェックをしてください。
- 4 提出書類は A 4 サイズに統一し、設計図は A 3 を A 4 に折り畳んでください。

※国及び県の補助基準額については、平成 30 年度施設整備費国庫補助単価が示されていないことから「平成 29 年度社会福祉施設等施設整備費国庫補助基準単価」により積算してください。

障がい者(児)施設整備計画協議書

都道府県(市)名		※優先順位		位		施設建設地								
事業計画		単年度				特豪地		年 月 指定						
事業(施設)種別						工事区分								
施設名						設置主体		〔 〕						
現在定員	通所定員 人(現在員 人)		日中活動部門		人		着 工		予 定 年 月 年 月					
	入所定員 人(現在員 人)		施設入所・宿泊型部門		人		予 定 年 月 年 月							
	障害児施設 ( )	入所定員 人		共同生活援助(身体・知的・精神)		人								
		通所定員 人		障害児施設 ( )		入所定員 人		竣 工		予 定 年 月 年 月				
	短期入所(加算も記載)		人		通所定員 人		予 定 年 月 年 月							
	小規模グループケア定員数		人		小規模グループケア定員数		人							
	その他( )		人		短期入所(加算も記載)		人		発達障害者支援センター 有・無					
					その他( )		人		エレベーター等設置整備 有・無					
								相談支援 有・無						
								障害児相談支援 有・無						
								居宅介護 有・無						
								保育所等訪問支援 有・無						
1 対象経費の実支出予定額	構造	事業費	区 分		計									
			工事費(購入費含む)				円							
			工事事務費				円							
			小 計				円							
			解体撤去				円							
2 国庫補助基準額	平成二十九年度単価	工事	仮 設 施 設		円									
			小 計		円									
			対象経費の実支出予定額		円									
			増 単 価		特別豪雪地域(5%)		都市部特例(5%)		その他		用地有効活用		高層化	
			有 無		有 ・ 無		有 ・ 無		有 ・ 無		有 ・ 無		有 ・ 無	
3 国庫補助基準額	平成二十九年度単価	工事	区 分		利用定員		補助基準額							
			本 体		人		円							
			施設入所支援整備加算及び 本体(宿泊型自立訓練)		人		円							
			就 労 ・ 訓 練 事 業 等 整 備 加 算				円							
			大 規 模 生 産 設 備 等 整 備 加 算				円							
			短 期 入 所 整 備 加 算				円							
			発 達 障 害 者 支 援 セ ン タ ー 整 備 加 算				円							
			相 談 支 援 、 障 害 児 相 談 支 援 整 備 加 算				円							
			居 宅 介 護 、 保 育 所 等 訪 問 支 援 整 備 加 算				円							
			小 規 模 グ ル ー プ ケ ア 整 備 加 算				円							
			そ の 他 ( )				円							
			小 計				円							
4 国庫補助所要額	都道府県(市)補助(予定)額		円											
	国庫補助基本額		円											
	国庫補助所要額		円											

5 財 源	国庫補助金	県(市)補助金	設置者負担金					
			機構借入	寄付金	県(市)単独補助	地元市町単独補助	その他( )	計
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
	機構への償還者 1 理事長 2 理事等役員 3 県(市) 4 地元市町村 5 その他( )							
寄付者	理事長	理事等役員			計	※ 予算措置状況(都道府県)	当初算	補正予算( )月
	千円	千円	千円	千円	千円			
※6	障害保健福祉圏域名			人口	人	障害者数		人
障害福祉圏域の状況	現在の入(通)所施設定員数				人	現在の入(通)所施設利用者数		人
	整備後の入(通)所施設定員数				人	現在の入(通)所待機者数		人
7 整備内容	他の施設との併設の状況	施設種別	補助金等の所管部局等	協議状況	協議施設との設置形態			
				既設・協議中	合築・併設(別棟)			
				既設・協議中	合築・併設(別棟)			
改築の場合	既存施設建設年度		年度	老朽度点数又は現存率				
8	スプリンクラー設備設置根拠	設置対象面積(既存部分も含む)	m <sup>2</sup>	設置を必要とする理由				
9	都市部割増単価根拠	市町の人口(10月1日現在)		人	建設予定地の土地利用状況(該当する項目に○)			
		1km <sup>2</sup> 当たりの人口密度		人/km <sup>2</sup>	ア.市街地 イ.田畑 ウ.山林 エ.その他( )			
10 建設用地	用地の種類	所有者	面積	用地所有者からの取得形態(取得状況)		手続状況		
			m <sup>2</sup>	取得済・無償譲渡・無償貸与・有償貸与[年額 千円]・購入予定		契約済・確約書を入力		
			m <sup>2</sup>	取得済・無償譲渡・無償貸与・有償貸与[年額 千円]・購入予定		契約済・確約書を入力		
立条地	(特に住宅地から遠距離でないなど、施設の立地条件としてふさわしい事項等)					排水路関係		
						進入路関係		
※11 協議全体に関する都道府県(市)の意見等	法人審査会の状況	1 既設法人[認可 年 月 日]		2 新設法人[法人審査会での審査終了年月日 年 月 日]				
	施設選定会議の状況	施設選定会議での審査終了年月日 年 月 日						
	県(市)担当者	課名		係名				
		氏名		電話		(内 )		

(別紙-障がい者(児)施設)

都道府県(市)名		法人名	事業(施設)種別	施設名	
単 備 区 分	事業区分(該当に○)	具体的事業内容			
	生活介護	人			
	自立訓練	人			
	就労移行支援	人			
	就労継続支援 (A型)	人			
	就労継続支援 (B型)	人			
	共同生活援助	人			
単 備 区 分	整備内容の内訳	見積額	合見積額	必要とする理由	
就 労 ・ 訓 練 事 業 等 整 備 加 算 又 は 大 規 模 生 産 設 備 等 整 備 加 算		千円	千円		
	合 計				
生 産 事 業 の 内 容	生産科目	作業従事者数	作業従事職員数	受注先(名称)	年間受注額(見込み)
		人	人		円
	合 計				円

## 様式第4号の記載留意事項

- 1 本様式は、障がい者施設整備（障がい福祉課所管施設）について記載するものであること。
- 2 整備事業について、原則として1か年事業とする。
- 3 設置主体名については、法人名を記入すること。（社会福祉法人にあっては、（ ）内に「福」と、医療法人にあっては、（ ）内に「医」と記入すること（その他の設置主体については適宜記入すること）
- 4 定員欄について
  - （1）共同生活援助については、入居者の障害種別について、該当するものに○印をつけること。（両者に該当する場合には両者に○印をつける）
  - （2）「短期入所（加算も記載）」の床数については、本体定員とは別掲とすること。
- 5 構造欄については、建造物に使用する素材を記入すること（鉄筋コンクリート、鉄骨、木造等）
- 6 特別豪雪地域単価及び都市部特例割増単価の適用の有無については、それぞれ該当するものを○で囲むこと。  
（「特別豪雪地域」＝豪雪地帯特別措置法に基づく特別豪雪地域、「都市部特例」＝都市部特例割増制度）
- 7 用地有効活用制度及び高層化特例制度の適用の有無については、それぞれ該当するものを○で囲むこと。（割増加算は無し）  
（「用地有効活用」＝既設社会福祉施設用地有効活用改築促進制度、「高層化」＝高層化特例制度）
- 8 対象経費の実支出額予定額欄の工事事務費については、本体工事の工事費の2.6%が上限であることを留意すること。
- 9 国庫補助基準額欄には、それぞれの区分毎に別途示している1事業当たり基準単価（加算を含む）を記入すること。  
なお、増築を行う場合については、区分「本体」に基準単価を記載すること。
- 10 都道府県（市）補助（予定）額および国庫補助基本額欄には、対象経費の実支出額予定額に県補助率（3/4）を乗じて得た額と、国庫補助基準額の合計を比較して少ない方の額を記入すること。
- 11 国庫補助所要額には、国庫補助基本額に国庫補助率（2/3）を乗じて得た額を記入すること。  
（千円未満に端数が生じる場合は、切り捨てにすること）
- 12 財源欄の機構借入金償還者については、該当する番号を○で囲み、その他に償還者がいる場合には、その他の（ ）内に記入すること。また、寄付者欄についても、例示以外の寄付者がいる場合は空欄に寄付者と寄付金額を記入すること。
- 13 他の施設との併設状況欄については、老人福祉（保健）施設、障害者施設、児童福祉施設、保健衛生施設、県（市）単独整備施設等について記入すること。
  - （1）施設種別については、特別養護老人ホーム、保育所等の施設種別を記入すること。（記入の際、特別養護老人ホームを「特養」と記入するなど適宜省略して記入することは差し支えない）
  - （2）補助金等の所管部局等欄については、該当する部局名を記入すること。
  - （3）既設・協議中欄は、該当する方を○で囲むこと。（協議中とは、施設整備について担当省庁、所管部局と協議中であることをいう。）
  - （4）協議施設との設置形態は、該当するものを○で囲むこと。
- 14 建設用地欄について
  - （1）用地の種類欄については宅地、農地等を記入すること。
  - （2）用地の所有者欄については、施設（法人）との関係がわかるように、下記の例を参考に記入すること。  
（例）「当法人の理事長」、「当法人の理事」、「当施設の職員（職名）」、「当法人所有」、「〇〇市」、

- 「〇〇町」、「〇〇会社（〇〇業）社長（当法人理事の甥）」、「個人所有（関係無）」等
- (3) 用地の取得形態欄、手続き状況欄については、該当するものを○で囲むこと。
  - (4) 排水路関係、進入路関係欄には「問題無し」「調整中」等と記入すること。
  - (5) 立地条件欄には、住宅地から遠距離でないなど、施設の立地条件としてふさわしい事項等を記載すること（特に、地域での普通の生活を目的とする共同生活援助については、既存施設の敷地内ではなく、地域との交流が図られる立地となっていることについて記載すること）

#### 1.5 添付資料について

- (1) 改築については、老朽度調査表（共通別紙4-1又は4-2）を添付すること。
- (2) 現在と整備後の障害者施設の配置図、平面図を添付すること。（共通別紙1～3）
- (3) 社会福祉法人等調書（共通別紙6）及び法人審査結果報告書（共通別紙8）を添付すること。
- (4) 整備の必要性については、社会福祉施設整備事業計画書（共通別紙7）を添付すること。なお、新たに施設を創設する場合、既存施設を移転して改築等する場合は、施設の必要性の調査など実態把握に基づく整備の必要性等を記載した施設整備予定地の市町村長の意見書を添付すること。
- (5) その他参考となる資料等を添付すること。

#### 1.6 その他

- 「※」がついている欄は、県の使用欄のため、記載しないこと。

**別紙一障がい者（児）施設 の記載留意事項**

- 1 「本体工事費」欄については、当該事業所において実施する事業区分に○をし、それぞれの具体的な事業内容等について記載すること（自由記述）。
- 2 具体的事業内容欄について
  - (1) 障がい種別や障害支援区分など利用する障がい者の状態及び具体的なサービス提供内容について、記載すること。
  - (2) 特に、下記に該当する計画については、その内容について、記載すること。
    - ①障害者支援施設や精神科病院から地域生活へ移行する障がい者の地域生活を支える事業所
    - ②強度行動障がいや医療的ケアが必要な障がい者などの重度障がい者の地域生活を支える事業所
    - ③地域生活への移行、相談および地域の体制づくりなどの機能を集約した地域生活支援拠点となる共同生活援助や短期入所を実施する事業所（地域における関係機関との連携体制及びその調整の状況についても、あわせて記載すること）
    - ④児童発達支援などの障害児通所支援を総合的に提供し、障がい児支援の中核となる機能を有する事業所
    - ⑤災害時に倒壊等の危険性のある建物の耐震化を図る事業所
    - ⑥消防法施行令等の改正にともない新たにスプリンクラー設置が義務づけられた施設のスプリンクラー整備を図る事業所
    - ⑦著しい老朽化による大規模修繕を行う事業所
    - ⑧災害時における被災障がい者に対する避難所としての機能を有する事業所
    - ⑨地域における居住支援の充実を図るため、短期入所を併設する事業所

(記載例)

- ・生活介護（定員○○名）
  - (1) 日常生活上の支援を提供  
食事や排泄等が未自立な利用者に対し、介護を通して日常生活能力を高める。
  - (2) 生産活動、創作的活動の機会の提供  
下請軽作業や手作りお菓子づくりを通して、身体能力、日常生活能力の維持・向上を図る。
- ・就労移行支援（定員○○名）
  - (1) リサイクル事業を中心に地域の企業とも結びつきを強め、一般就労に必要な知識・能力を養い、適性にあつた職場への就労・定着を図る。
  - (2) 給食設備を活用した地域への給食配食サービスを通し、一般就労に必要な知識・能力を養い、適性にあつた職場への就労・定着を図る。
- ・共同生活援助（定員○名）
  - (1) ○○圏域における入所定員の減に応じて、○人分の地域移行の受け皿として、夜間において相談や日常生活上の援助を行う。利用者は、日中は主に近隣の○○において、○○の活動を行う予定である。

- 2 就労・訓練事業等整備加算又は大規模生産設備等整備加算がある場合については、「就労・訓練事業等整備加算又は大規模生産設備等整備加算」欄について、以下に留意の上、記入すること。
  - (1) 整備内容の内訳には当該整備の具体的な名称（例：○○設備工事）を記入すること。
  - (2) 当該整備が生産事業等に係るものである場合には、「生産事業の内容」欄に具体的な生産科目を記載し、当該生産事業における作業従事者数、作業従事職員数、受注先の名称及び年間受注額（見込み）を記載すること。

(例)

受注先（名称）	年間受注額（見込み）
○○市役所	30,000千円
○○社	25,000千円
合計	55,000千円

- (3) 公的機関の見積書と受注業者の見積書（公的機関で見積ができない場合は2社以上）を添付すること。
- (4) 協議対象設備のパンフレット等（コピー可）を添付すること。

**(参考)就労・訓練事業等整備加算及び大規模生産設備等整備加算の対象事業について**

**趣旨**

- ①日中活動事業を行う事業所(生活介護及び就労支援を行う事業所に限る)において、生産設備及び職業訓練設備等の整備を行うことにより、障害者の職業能力の開発、就労支援の強化を図る。
- ②障害者施設において、リハビリ設備等の整備を行うことにより、障害者の生活能力の維持・向上を図ること、並びに介護職員の就労環境の改善を図る。

**対象事業**

上記趣旨に合致するもので、施設と一体的に整備され、かつ、施設に固定されるもの、及び整備することにより施設の設計に影響を及ぼすものであって、次に掲げる機械設備の整備に係る工事費及び工事請負費とする。

- ①生産設備、職業訓練設備、職業補導設備等
  - ②リハビリ設備、難聴幼児訓練設備、ALS等居室を整備する際の特殊介護設備、介護用リフト整備、特殊浴槽等
- なお、このうち、当該設備等整備に係る事業費が1億円を超えるものについて、大規模生産設備等整備加算の対象とする。



老朽民間社会福祉施設整備計画協議書

都道府県(市)名		※優先順位		位		施設建設地					
事業計画		単年度				特豪地		年 月 指定			
事業(施設)種別						工事区分		・民老 ・民老(一般含む)			
施設名				設置主体		〔 〕					
現在定員	通所定員 人(現在員 人)		日中活動部門		人		着 工		年 月		
	入所定員 人(現在員 人)		施設入所・宿泊型部門		人		予 定 年 月		年 月		
	障害児施設 ( )	入所定員 人	障害児施設 ( )	入所定員 人	人		竣 工		年 月		
		通所定員 人		通所定員 人	人		予 定 年 月		年 月		
	短期入所(加算も記載) 人		短期入所(加算も記載) 人		人		発達障害者支援センター		有・無		
	小規模グループケア定員数 人		小規模グループケア定員数 人		人		相談支援		有・無		
	その他( ) 人		その他( ) 人		人		障害児相談支援		有・無		
						居宅介護		有・無			
						保育所等訪問支援		有・無			
1 対象経費の実支出予定額	構造	事業費	区 分		計						
			工 事 費 ( 購 入 費 含 む )		円						
	建	内	工 事 事 務 費		円						
			小 計		円						
	棟	工	解 体 撤 去		円						
仮 設 施 設			円								
		小 計		円							
		対象経費の実支出予定額		円							
2 割増加算等		割増単価の適用の有無	特別豪雪地域(5%) 有・無	都市部特例(5%) 有・無	その他	用地有効活用 有・無	高層化 有・無				
3 国庫補助基準額	平成二十九年単価	工	区 分		利用定員		補助基準額				
			本	本 体		人		円			
				施設入所支援整備加算及び 本体(宿泊型自立訓練)		人		円			
				就 労 ・ 訓 練 事 業 等 整 備 加 算				円			
				大 規 模 生 産 設 備 等 整 備 加 算				円			
				短 期 入 所 整 備 加 算				円			
				発 達 障 害 者 支 援 セ ン タ ー 整 備 加 算				円			
				相 談 支 援 、 障 害 児 相 談 支 援 整 備 加 算				円			
			居 宅 介 護 、 保 育 所 等 訪 問 支 援 整 備 加 算				円				
			小 規 模 グ ル ー プ ケ ア 整 備 加 算				円				
			そ の 他 ( )				円				
			小 計				円				
			事 其 他 工 事	解 体 撤 去		入 所 ・ 通 所		円			
仮 設 施 設		入 所 ・ 通 所		円							
小 計				円							
		合 計 (国庫補助基準額)		円							
4 国庫補助所要額		都道府県(市)補助(予定)額		円							
		国庫補助基本額		円							
		国庫補助所要額		円							
		うち民老分(面積按分にて算出)		円							
		うち一般分(面積按分にて算出)		円							

5 財源	国庫補助金	県(市)補助金	設置者負担金								
			機構借入	寄付金	県(市)単独補助	地元市町村単独補助	その他( )	計			
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円			
機構への償還者 1 理事長 2 理事等役員 3 県(市) 4 地元市町村 5 その他( )											
寄付者	理事長	理事等役員			計	※措置状況(都道府県市)	予算の当予	算の初算	補正予算( )月		
	千円	千円	千円	千円	千円						
※6		障害保健福祉圏域名		人口	人	障害者数		人			
障害福祉圏域の状況		現在の入(通)所施設定員数		人	現在の入(通)所施設利用者数		人				
		整備後の入(通)所施設定員数		人	現在の入(通)所待機者数		人				
7 整備内容	他の施設との併設の状況	施設種別	補助金等の所管部局	協議状況	協議施設との設置形態	旧法施設種別(旧法施設から移行の場合)					
				既設・協議中 既設・協議中	合築・併設(別棟) 合築・併設(別棟)						
8 老朽改築整備内容	1 民老のみ 2 一般整備併用 ア 老朽度4,500点超又は現存率70%超 イ その他	整備区分Ⅱ	1 全面とりこわし( 年建築) 2 一部残存 ( 年建築) 3 トラスが鉄製のもの 4 その他(トラスが鉄製以外)	整備区分Ⅲ	とりこわし部分の老朽度	木造の場合 非木造・ブロック造の場合	整備区分Ⅳ	1木造 → 鉄骨・鉄筋 2木造 → ブロック 3ブロック → 鉄骨・鉄筋 4ブロック → ブロック 5鉄骨・鉄筋 → 鉄骨・鉄筋 6鉄骨・鉄筋 → ブロック 7木造 → 木造			
	現在の面積	とりこわし部分面積	整備後( 造 階建)								
a	4,500点以下又は現存率70%以下	b	4,500点超又は現存率70%超	c	計(b+c)	d	残存分(a-d)	e	今回整備分	計(e+h)	i
m	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
9	都市部割増単価根拠	市町村の人口(10月1日現在)			人	建設予定地の土地利用状況(該当する項目に○)					
		1km <sup>2</sup> 当たりの人口密度			人/km <sup>2</sup>	ア.市街地 イ.田畑 ウ.山林 エ.その他( )					
10 建設用地	用地の種類	所有者	面積	用地所有者からの取得形態(取得状況)	手続状況						
			m <sup>2</sup>	取得済・無償譲渡・無償貸与・有償貸与[年額 千円]・購入予定	契約済・確約書を入力						
立条地	(特に住宅地から遠距離でないなど、施設の立地条件としてふさわしい事項等)					排水路関係					
						進入路関係					
※10 協議全体に関する都道府県(市)の意見(緊急的な整備を要する理由)	法人審査会の状況	1 既設法人〔認可 年 月 日〕									
	施設選定会議の状況	施設選定会議での審査終了年月日 年 月 日									
		県(市)担当者	課名		係名		電話	(内 )			
			氏名								

(別紙-民老)

都道府県(市)名		法人名	事業(施設)種別	施設名	
単 価 区 分	事業区分(該当に○)	具体的事業内容			
	生活介護	人			
	自立訓練	人			
	就労移行支援	人			
	就労継続支援 (A型)	人			
	就労継続支援 (B型)	人			
単 価 区 分	整備内容の内訳	見積額	合見積額	必要とする理由	
就 労 ・ 訓 練 事 業 等 整 備 加 算 又 は 大 規 模 生 産 設 備 等 整 備 加 算		千円	千円		
	合 計				
生 産 事 業 の 内 容	生産科目	作業従事者数	作業従事職員数	受注先(名称)	年間受注額(見込み)
		人	人		円
	合 計				円

## 様式第6号（民老）の記載留意事項

- 1 本様式は、障がい者施設整備（障がい福祉課所管施設）について記載するものであること。
- 2 整備事業について、原則として1か年事業とする。
- 3 設置主体名については、法人名を記入すること。（社会福祉法人にあつては、（ ）内に「福」と、医療法人にあつては、（ ）内に「医」と記入すること（その他の設置主体については適宜記入すること）
- 4 定員欄について  
「短期入所（加算も記載）」の床数については、本体定員とは別掲とすること。
- 5 構造欄については、建造物に使用する素材を記入すること（鉄筋コンクリート、鉄骨、木造等）
- 6 特別豪雪地域単価及び都市部特例割増単価の適用の有無については、それぞれ該当するものを○で囲むこと。  
（「特別豪雪地域」＝豪雪地帯特別措置法に基づく特別豪雪地域、「都市部特例」＝都市部特例割増制度）
- 7 用地有効活用制度及び高層化特例制度（仮称）の適用の有無については、それぞれ該当するものを○で囲むこと。（割増加算は無し）  
（「用地有効活用」＝既設社会福祉施設用地有効活用改築促進制度、「高層化」＝高層化特例制度（仮称））
- 8 対象経費の実支出額予定額欄の工事事務費については、本体工事の工事費の2.6%が上限であることを留意すること。
- 9 国庫補助基準額欄には、それぞれの区分毎に別途示している1事業当たり基準単価（加算を含む）を記入すること。
- 10 都道府県（市）補助（予定）額および国庫補助基本額欄には、対象経費の実支出額予定額に県補助率（3/4）を乗じて得た額と、国庫補助基準額の合計を比較して少ない方の額を記入すること。
- 11 国庫補助所要額欄について
  - （1）国庫補助基本額に国庫補助率（2/3）を乗じて得た額を記入すること。（千円未満に端数が生じる場合は、切り捨てにすること）
  - （2）一般整備との併用の場合、それぞれの所要額を面積按分により以下のように算出し、国庫補助所要額欄にそれぞれ記入すること。  
  
＜国庫補助所要額（全体） － 民老整備に係る所要額（面積按分にて算出：千円未満切り捨て）  
＝一般整備に係る所要額＞
- 12 財源欄の機構借入金償還者については、該当する番号を○で囲み、その他に償還者がいる場合には、その他の（ ）内に記入すること。また、寄付者欄についても、例示以外の寄付者がいる場合は空欄に寄付者と寄付金額を記入すること。
- 13 他の施設との併設状況欄については、老人福祉（保健）施設、障害者施設、児童福祉施設、保健衛生施設、県（市）単独整備施設等について記入すること。
  - （1）施設種別については、特別養護老人ホーム、保育所等の施設種別を記入すること。（記入の際、特別養護老人ホームを「特養」と記入するなど適宜省略して記入することは差し支えない）
  - （2）補助金等の所管部局等欄については、該当する部局名を記入すること。
  - （3）既設・協議中欄は、該当する方を○で囲むこと。（協議中とは、施設整備について担当省庁、所管部局と協議中であることをいう。）

(4) 協議施設との設置形態は、該当するものを○で囲むこと。

#### 1 4 老朽改築整備内容欄について

整備区分Ⅲの「とりこわし部分の老朽度」欄は、老朽度点数及び現存率を記入すること。複数の建物がある場合等は、その老朽度をすべて記載すること。

#### 1 5 建設用地欄について

(1) 用地の種類欄については宅地、農地等を記入すること。

(2) 用地の所有者欄については、施設（法人）との関係がわかるように、下記の例を参考に記入すること。

(例) 「当法人の理事長」、「当法人の理事」、「当施設の職員（職名）」、「当法人所有」、「〇〇市」、「〇〇町」、「〇〇会社（〇〇業）社長（当法人理事の甥）」、「個人所有（関係無）」等

(3) 用地の取得形態欄、手続き状況欄については、該当するものを○で囲むこと。

(4) 排水路関係、進入路関係欄には「問題無し」「調整中」等と記入すること。

#### 1 6 添付資料について

(1) 老朽度調査表（共通別紙4-1又は4-2）を添付すること。

（注）参考となる写真等及び改築対象建物の登記簿謄本を添付すること。

(2) 現在と整備後の障害者施設の配置図、平面図を添付すること。（共通別紙1～3）

(3) 社会福祉法人等調書（共通別紙6）及び法人審査結果報告書（共通別紙8）を添付すること。

(4) 整備の必要性については、社会福祉施設整備事業計画書（共通別紙7）を添付すること。

(5) その他参考となる資料等を添付すること。

#### 1 7 その他

「※」がついている欄は、県の使用欄のため、記載しないこと。

## 別紙－民老 の記載留意事項

1 「本体工事費」欄については、当該事業所において実施する日中活動の事業区分に○をし、それぞれの具体的な事業内容について記載すること（自由記述）。

(1) 障がい種別や障害支援区分など利用する障がい者の状態及び具体的なサービス提供内容について、記載すること。

(2) 特に、下記に該当する計画については、その内容について、記載すること。

- ①障害者支援施設や精神科病院から地域生活へ移行する障がい者の地域生活を支える事業所
- ②強度行動障がいや医療的ケアが必要な障がい者などの重度障がい者の地域生活を支える事業所
- ③地域生活への移行、相談および地域の体制づくりなどの機能を集約した地域生活支援拠点となる共同生活援助や短期入所を実施する事業所（地域における関係機関との連携体制及びその調整の状況についても、あわせて記載すること）
- ④児童発達支援などの障害児通所支援を総合的に提供し、障がい児支援の中核となる機能を有する事業所
- ⑤災害時に倒壊等の危険性のある建物の耐震化を図る事業所
- ⑥消防法施行令等の改正にともない新たにスプリンクラー設置が義務づけられた施設のスプリンクラー整備を図る事業所
- ⑦著しい老朽化による大規模修繕を行う事業所
- ⑧災害時における被災障がい者に対する避難所としての機能を有する事業所
- ⑨地域における居住支援の充実を図るため、短期入所を併設する事業所

(記載例)

・生活介護（定員〇〇名）

(1) 日常生活上の支援を提供

食事や排泄等が未自立な利用者に対し、介護を通して日常生活能力を高める。

(2) 生産活動、創作的活動の機会の提供

下請軽作業や手作りお菓子づくりを通して、身体能力、日常生活能力の維持・向上を図る。

・就労移行支援（定員〇〇名）

(1) リサイクル事業を中心に地域の企業とも結びつきを強め、一般就労に必要な知識・能力を養い、適性にあった職場への就労・定着を図る。

(2) 給食設備を活用した地域への給食配食サービスを通じ、一般就労に必要な知識・能力を養い、適性にあった職場への就労・定着を図る。

2 就労・訓練事業等整備加算又は大規模生産設備等整備加算がある場合については、「就労・訓練事業等整備加算又は大規模生産設備等整備加算」欄について、以下に留意の上、記入すること。

(1) 整備内容の内訳には当該整備の具体的な名称（例：〇〇設備工事）を記入すること。

(2) 当該整備が生産事業等に係るものである場合には、「生産事業の内容」欄に具体的な生産科目を記載し、当該生産事業における作業従事者数、作業従事職員数、受注先の名称及び年間受注額（見込み）を記載すること。

(例)

受注先（名称）	年間受注額（見込み）
〇〇市役所	30,000千円
〇〇社	25,000千円
合計	55,000千円

(3) 公的機関の見積書と受注業者の見積書（公的機関で見積ができない場合は2社以上）を添付すること。

(4) 協議対象設備のパンフレット等（コピー可）を添付すること。

## **(参考)就労・訓練事業等整備加算及び大規模生産設備等整備加算の対象事業について**

### **趣旨**

- ①日中活動事業を行う事業所(生活介護及び就労支援を行う事業所に限る)において、生産設備及び職業訓練設備等の整備を行うことにより、障害者の職業能力の開発、就労支援の強化を図る。
- ②障害者施設において、リハビリ設備等の整備を行うことにより、障害者の生活能力の維持・向上を図ること、並びに介護職員の就労環境の改善を図る。

### **対象事業**

上記趣旨に合致するもので、施設と一体的に整備され、かつ、施設に固定されるもの、及び整備することにより施設の設計に影響を及ぼすものであって、次に掲げる機械設備の整備に係る工事費及び工事請負費とする。

- ①生産設備、職業訓練設備、職業補導設備等
  - ②リハビリ設備、難聴幼児訓練設備、ALS等居室を整備する際の特殊介護設備、介護用リフト整備、特殊浴槽等
- なお、このうち、当該設備等整備に係る事業費が1億円を超えるものについて、大規模生産設備等整備加算の対象とする。

大規模修繕及びスプリンクラー設備等整備計画協議書(全体計画分)

都道府県(市)名		※優先順位		位		施設建設地									
事業計画		単年度													
事業(施設)種別				工事区分											
施設名		設置主体		〔 〕											
現在定員	通所定員 人(現在員 人)		日中活動部門		人		着工	年 月							
	入所定員 人(現在員 人)		施設入所・宿泊型部門		人										
	共同生活援助 人(現在員 人)		共同生活援助(身体・知的・精神)		人		竣工	年 月							
	障害児施設( )		障害児施設( )		人										
	入所定員 人		入所定員 人		人		予定年月	年 月							
	通所定員 人		通所定員 人		人										
	短期入所(加算も記載) 人		短期入所(加算も記載) 人		人		その他	発達障害者支援センター 有・無							
その他( ) 人		その他( ) 人		人		エレベーター等設置整備 有・無									
1対象経費の実支出予定額		区 分				計									
		工 事 費				円									
		工 事 事 務 費(大規模修繕の場合に限る)				円									
		合 計				円									
2 国庫補助基準額と対象経費の実支出額の少ない方の額		× 県補助率				円									
3		都道府県(市)補助(予定)額				円									
国庫補助		国庫補助基本額				円									
所要額		国庫補助所要額				円									
4		財 源													
国庫補助金		県(市)補助金		設置者負担金											
千円		千円		機構借入		寄付金		県(市)単独補助		地元市町単独補助		その他( )		計	
千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円	
機構の償還者		1 理事長		2 理事等役員		3 県(市)		4 地元市町		5 他( )					
寄付者		理事長		理事等役員		計		※予算の措置状況(都道府県)		当初算		補正予算( 月)			
千円		千円		千円		千円		千円							
※5		法人審査会の状況		1 既設法人[認可 年 月 日]											
協議全体に関する都道府県(市)の意見等		施設選定会議の状況		施設選定会議での審査終了年月日		年 月 日									
		県(市)担当者		課名		係名									
				氏名		電話		(内 )							



(別紙-大規模修繕及びスプリンクラー設備等整備)

都道府県(市)名		法人名		事業(施設)種別		施設名	
事業区分(該当に○)			具体的事業内容				
共同生活援助	人						
	人						
	人						
	人						
	人						
	人						
	人						
事業区分	整備内容の内訳			見積額	合見積額	必要とする理由	
大規模修繕	修繕等	整備内容		千円	千円		
			合計				
	防犯対策を強化するために必要な安全対策に要する改修工事	整備内容		千円	千円		
			合計				
	整備内容		千円	千円			
		合計					
生産設備近代化整備	生産事業等の内容	生産科目	開始年月日	作業従事者数	作業従事職員数	受注先(名称)	年間受注額
		現在行っている事業		人	人		円
		新規に行う事業		人	人		円
経営状況	生産事業の	平成23年度	平成24年度	平成25年度	積立金の状況		
		事業収入	円	円	円	減価償却費積立金	無・有 [ 千円]
		1人当たり平均工賃月額	円	円	円	算出内訳	
施設年度	年度	経過年数	年	修繕金	千円	修繕引当金	千円
国庫・民間補助金により過去に行った修繕の状況(過去10年)	年度	工事内容				修繕費総事業費	国庫・民間補助
						千円	国・民
							国・民
スプリンクラー設備等整備	スプリンクラー	スプリンクラーの設置が必要となる建物全体の床面積		基準額(基準単価 19,500円)		整備の必要性(消防法令上の義務の有無等)	
		内スプリンクラー設置面積		m <sup>2</sup> × 円 = 円			
屋内消火栓設備	基準額及び算定式	整備の必要性(消防法令上の義務の有無等)					

## 様式第7号（大規模修繕及びスプリンクラー設備等整備）の記載留意事項

- 1 本様式は、障がい者施設整備（障がい福祉課所管施設）について記載するものであること。
- 2 設置主体名については、法人名を記入すること。（社会福祉法人にあつては、（ ）内に「福」と、医療法人にあつては、（ ）内に「医」と記入すること（その他の設置主体については適宜記入すること））
- 3 定員欄について、共同生活援助の定員については、入居者の障害種別について、該当するものに○印をつけること。
- 4 対象経費の実支出予定額欄の工事事務費（大規模修繕に限る）については、工事費の2.6％が上限であることに留意すること。
- 5 「国庫補助基準額と対象経費の実支出額の少ない方の額×県補助率」欄の県補助率は、県補助率（3／4）により計算してください。
- 6 財源欄の機構借入金償還者については、該当する番号を○で囲み、その他に償還者がいる場合には、その他の（ ）内に記入すること。また、寄付者欄についても、例示以外の寄付者がいる場合は空欄に寄付者と寄付金額を記入すること。
- 7 添付資料について
  - （1）現在と整備後の障害者施設の配置図、平面図を添付すること。（共通別紙1～3）
  - （2）法人調書（共通別紙6）及び法人審査結果報告書（共通別紙8）を添付すること。
  - （3）整備の必要性については、社会福祉施設整備事業計画書（共通別紙7）を添付すること。
  - （4）その他参考となる資料等を添付すること。
- 8 その他  
「※」がついている欄は、県の使用欄のため、記載しないこと。

## 別紙－大規模修繕及びスプリンクラー設備等整備 の記載留意事項

### ○大規模修繕関係

- (1) (2) 以外の大規模修繕を行う場合には「修繕等」欄に具体的整備内容、見積額（合見積額）、必要とする理由を記載すること。
- (2) 生産事業設備近代化整備を行う場合には「生産事業設備近代化整備」欄に具体的整備内容、必要とする理由、生産事業等の内容及び生産事業の経営状況（過去3カ年）を記載すること。
- (3) 上記いずれの場合にも「国庫・民間補助金により過去に行った修繕の状況」欄について、記載すること（該当が無ければ「該当無し」と記載すること）
- (4) 公的機関の見積書と受注業者の見積書（公的機関で見積ができない場合は2社以上）を添付すること。
- (5) 協議対象設備のパフレット等（コピー可）を添付すること。

#### (参考)生産設備近代化整備の対象事業について

##### 趣旨

日中活動事業を行う既設の事業所(生活介護及び就労支援を行う事業所に限る)において、社会経済情勢の変動や利用者の障害の重度化等の要因により生産事業の継続に支障を来し、事業収益や支払工賃の減少を余儀なくされている事業所の事業種目の転換等に必要な機械設備の整備に要する費用を補助することにより、施設経営及び工賃の安定を確保し、障害者の職業能力の開発、就労支援の強化を図る。

##### 対象事業

上記趣旨に合致するもので、施設と一体的に整備され、かつ、施設に固定されるもの、及び整備することにより施設の設計に影響を及ぼすものであって、次に掲げる機械設備の整備に係る工事費及び工事請負費とする。

- ①経済情勢の変動等による受注量の減少等に対応し、事業種目の転換を図るために必要な機械設備の整備
- ②技術革新等に伴い陳腐化した既存設備の更新
- ③利用者の障害の重度化等に対応した事業種目の転換又は、機械設備の整備

### ○スプリンクラー設備等整備関係

- (1) 基準額欄については、「社会福祉施設等施設整備費におけるスプリンクラー設備等の取扱いについて」（平成17年10月5日付け社援発第1005007号）に基づき、算定すること。
- (2) 整備の必要性欄については、消防法令上の義務の有無について、建物の床面積や入所者の障害程度の状況等を踏まえ記載すること。

避難スペース整備計画協議書

都道府県(市)名		※優先順位		位		施設建設地			
事業計画		単年度				特豪地		年 月 指定	
事業(施設)種別				工事区分		避難スペース整備			
施設名		設置主体		〔 〕					
現在定員	通所定員 人(現在員 人)		日中活動部門 人		着 工		予 定 年 月		
	障害児施設( ) 通所定員 人		障害児施設( ) 通所定員 人		竣 工		年 月		
	短期入所 人		短期入所(加算のみ記載) 人		予 定 年 月		年 月		
	その他( ) 人		その他( ) 人		予 定 年 月		年 月		
					そ 他		発達障害者支援センター 有・無		
1 対象経費の実支出予定額	棟	構造	事業費	区 分		計			
				工 事 費 ( 購 入 費 含 む )		円			
				工 事 事 務 費		円			
				対象経費の実支出予定額		円			
2		割増単価の適用の有無	特別豪雪地域(5%) 有・無	都市部特例(5%) 有・無	その他	高層化 有・無			
国 庫 補 助 基 準	平成二十九年度単価	区 分		利用定員		補助基準額			
		本 体		人		円			
		工 事		( )		円			
		合 計 (国庫補助基準額)		円					
4		都道府県(市)補助(予定)額						円	
国庫補助		国庫補助基本額						円	
所要額		国庫補助所要額						円	

(注)避難スペースのみの整備である場合太枠部分については未記入で差し支えないこと。

5 財 源	国庫補助金	県(市)補助金	設置者負担金					
			機構借入	寄付金	県(市)単独補助	地元市町村単独補助	その他( )	計
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
機構への償還者		1 理事長 2 理事等役員 3 県(市) 4 地元市町村 5 その他( )						
寄付者	理事長	理事等役員			計	※措置状況(都道府県市)	予算の当算・初算・補正予算( )月	
	千円	千円	千円	千円	千円			
※6	障害保健福祉圏域名		人口	人	障害者数	人		
障害福祉圏域の状況	現在の入(通)所施設定員数		人	現在の入(通)所施設利用者数		人		
	整備後の入(通)所施設定員数		人	現在の入(通)所待機者数		人		
7 整備内容	他の施設との併設の状況	施設種別	補助金等の所管部局	協議状況	協議施設との設置形態	旧法施設種別(旧法施設から移行の場合)		
				既設・協議中	合築・併設(別棟)			
				既設・協議中	合築・併設(別棟)			
8	都市部割増単価根拠	市町村の人口(10月1日現在)		人	建設予定地の土地利用状況(該当する項目に○)			
		1km <sup>2</sup> 当たりの人口密度		人/km <sup>2</sup>	ア.市街地 イ.田畑 ウ.山林 エ.その他( )			
9 建設用地	用地の種類	所有者	面積	用地所有者からの取得形態(取得状況)		手続状況		
			m <sup>2</sup>	取得済・無償譲渡・無償貸与・有償貸与[年額 千円]・購入予定		契約済・確約書を入手		
			m <sup>2</sup>	取得済・無償譲渡・無償貸与・有償貸与[年額 千円]・購入予定		契約済・確約書を入手		
立地条件	(特に住宅地から遠距離でないなど、施設の立地条件としてふさわしい事項等)				排水路関係			
					進入路関係			
※10 協議全体に関する都道府県(市)の意見(緊急的な整備を要する理由)	法人審査会の状況	1 既設法人[認可 年月 ]						
	施設選定会議の状況	施設選定会議での審査終了年月日 年 月 日						
	県(市)担当者	課名		係名				
		氏名		電話		(内 )		

(注)避難スペースのみの整備である場合太枠部分については未記入で差し支えないこと。

(別紙-避難スペース整備)

都道府県(市)名		法人名	事業(施設)種別	施設名	
単 備 区 分	事業区分(該当に○)	具体的事業内容			
	生活介護	人			
	自立訓練	人			
	就労移行支援	人			
	就労継続支援 (A型)	人			
	就労継続支援 (B型)	人			
単 備 区 分	整備内容の内訳	見積額	合見積額	必要とする理由	
就 労 ・ 訓 練 事 業 等 整 備 加 算 又 は 大 規 模 生 産 設 備 等 整 備 加 算		千円	千円		
	合 計				
生 産 事 業 の 内 容	生産科目	作業従事者数	作業従事職員数	受注先(名称)	年間受注額(見込み)
		人	人		円
	合 計				円

(注)避難スペースのみの整備である場合太枠部分については未記入で差し支えないこと。

## 様式第8号の記載留意事項

- 1 本様式は、避難スペース整備（障がい福祉課所管施設）について記載するものであること。
- 2 整備事業について、原則として1か年事業とする。
- 3 設置主体名については、法人名を記入すること。（社会福祉法人にあっては、（ ）内に「福」と、医療法人にあっては、（ ）内に「医」と記入すること（その他の設置主体については適宜記入すること））
- 4 構造欄については、建造物に使用する素材を記入すること（鉄筋コンクリート、鉄骨、木造等）
- 5 特別豪雪地域単価及び都市部特例割増単価の適用の有無については、それぞれ該当するものを○で囲むこと。（※防災拠点スペースのみの整備の場合には未記入で構わない。）  
（「特別豪雪地域」＝豪雪地帯特別措置法に基づく特別豪雪地域、「都市部特例」＝都市部特例割増制度）
- 6 高層化特例制度の適用の有無については、それぞれ該当するものを○で囲むこと。（割増加算は無し）  
（「高層化」＝高層化特例制度）
- 7 対象経費の実支出額予定額欄の工事事務費については、本体工事の工事費の2.6%が上限であることに留意すること。
- 8 国庫補助基準額欄には、それぞれの区分毎に別途示している1事業当たり基準単価（加算を含む）を記入すること。
- 9 都道府県（市）補助（予定）額および国庫補助基本額欄には、対象経費の実支出額予定額に県補助率（3/4）を乗じて得た額と、国庫補助基準額の合計額を比較して少ない方の額を記入すること。
- 10 国庫補助所要額には、国庫補助基本額に国庫補助率（2/3）を乗じて得た額を記入すること。  
（千円未満に端数が生じる場合は、切り捨てにすること）
- 11 財源欄の機構借入金償還者については、該当する番号を○で囲み、その他に償還者がいる場合には、その他の（ ）内に記入すること。また、寄付者欄についても、例示以外の寄付者がいる場合は空欄に寄付者と寄付金額を記入すること。
- 12 他の施設との併設状況欄については、老人福祉（保健）施設、障害者施設、児童福祉施設、保健衛生施設、県（市）単独整備施設等について記入すること。
  - （1）施設種別については、特別養護老人ホーム、保育所等の施設種別を記入すること。（記入の際、特別養護老人ホームを「特養」と記入するなど適宜省略して記入することは差し支えない）
  - （2）補助金等の所管部局等欄については、該当する部局名を記入すること。
  - （3）既設・協議中欄は、該当する方を○で囲むこと。（協議中とは、施設整備について担当省庁、所管部局と協議中であることをいう。）
  - （4）協議施設との設置形態は、該当するものを○で囲むこと。
- 13 建設用地欄について
  - （1）用地の種類欄については宅地、農地等を記入すること。
  - （2）用地の所有者欄については、施設（法人）との関係がわかるように、下記の例を参考に記入すること。  
（例）「当法人の理事長」、「当法人の理事」、「当施設の職員（職名）」、「当法人所有」、「〇〇市」、「〇〇町」、「〇〇会社（〇〇業）社長（当法人理事の甥）」、「個人所有（関係無）」等
  - （3）用地の取得形態欄、手続き状況欄については、該当するものを○で囲むこと。
  - （4）排水路関係、進入路関係欄には「問題無し」「調整中」等と記入すること。
  - （5）立地条件欄には、住宅地から遠距離でないなど、施設の立地条件としてふさわしい事項等を記載すること（特に、地域での普通の生活を目的とする共同生活援助については、既存施設の敷地内ではなく、地域との交流が図られる立地となっていることについて記載すること）

#### 1.4 添付資料について

- (1) 現在と整備後の障害者施設の配置図、平面図を添付すること。(共通別紙1～3)
- (2) 社会福祉法人等調書(共通別紙6)及び法人審査結果報告書(共通別紙8)を添付すること。
- (3) 整備の必要性については、社会福祉施設整備事業計画書(共通別紙7)を添付すること。なお、新たに施設を創設する場合、既存施設を移転して改築等する場合は、施設の必要性の調査など実態把握に基づく整備の必要性等を記載した施設整備予定地の市町村長の意見書を添付すること。
- (4) その他参考となる資料等を添付すること。

#### 1.5 その他

「※」がついている欄は、県の使用欄のため、記載しないこと。



## 別紙一障害者（児）施設 の記載留意事項

- 1 「本体工事費」欄については、当該事業所において実施する事業区分に○をし、それぞれの具体的な事業内容等について記載すること（自由記述）。

### （記載例）

#### ・生活介護（定員〇〇名）

- （１）日常生活上の支援を提供  
食事や排泄等が未自立な利用者に対し、介護を通して日常生活能力を高める。
- （２）生産活動、創作的活動の機会の提供  
下請軽作業や手作りお菓子づくりを通して、身体能力、日常生活能力の維持・向上を図る。

#### ・就労移行支援（定員〇〇名）

- （１）リサイクル事業を中心に地域の企業とも結びつきを強め、一般就労に必要な知識・能力を養い、適性にあつた職場への就労・定着を図る。
- （２）給食設備を活用した地域への給食配食サービスを通し、一般就労に必要な知識・能力を養い、適性にあつた職場への就労・定着を図る。

#### ・共同生活援助（定員〇名）

- （１）〇〇圏域における入所定員の減に応じて、〇人分の地域移行の受け皿として、夜間において相談や日常生活上の援助を行う。利用者は、日中は主に近隣の〇〇において、〇〇の活動を行う予定である。

- 2 就労・訓練事業等整備加算又は大規模生産設備等整備加算がある場合については、「就労・訓練事業等整備加算又は大規模生産設備等整備加算」欄について、以下に留意の上、記入すること。

- （１）整備内容の内訳には当該整備の具体的な名称（例：〇〇設備工事）を記入すること。
- （２）当該整備が生産事業等に係るものである場合には、「生産事業の内容」欄に具体的な生産科目を記載し、当該生産事業における作業従事者数、作業従事職員数、受注先の名称及び年間受注額（見込み）を記載すること。

### （例）

受注先（名称）	年間受注額（見込み）
〇〇市役所	30,000千円
〇〇社	25,000千円
合計	55,000千円

- （３）公的機関の見積書と受注業者の見積書（公的機関で見積ができない場合は２社以上）を添付すること。
- （４）協議対象設備のパンフレット等（コピー可）を添付すること。

### （参考）就労・訓練事業等整備加算及び大規模生産設備等整備加算の対象事業について

#### 趣旨

- ① 日中活動事業を行う事業所（生活介護及び就労支援を行う事業所に限る）において、生産設備及び職業訓練設備等の整備を行うことにより、障害者の職業能力の開発、就労支援の強化を図る。
- ② 障害者施設において、リハビリ設備等の整備を行うことにより、障害者の生活能力の維持・向上を図ること、並びに介護職員の就労環境の改善を図る。

#### 対象事業

上記趣旨に合致するもので、施設と一体的に整備され、かつ、施設に固定されるもの、及び整備することにより施設的设计に影響を及ぼすものであって、次に掲げる機械設備の整備に係る工事費及び工事請負費とする。

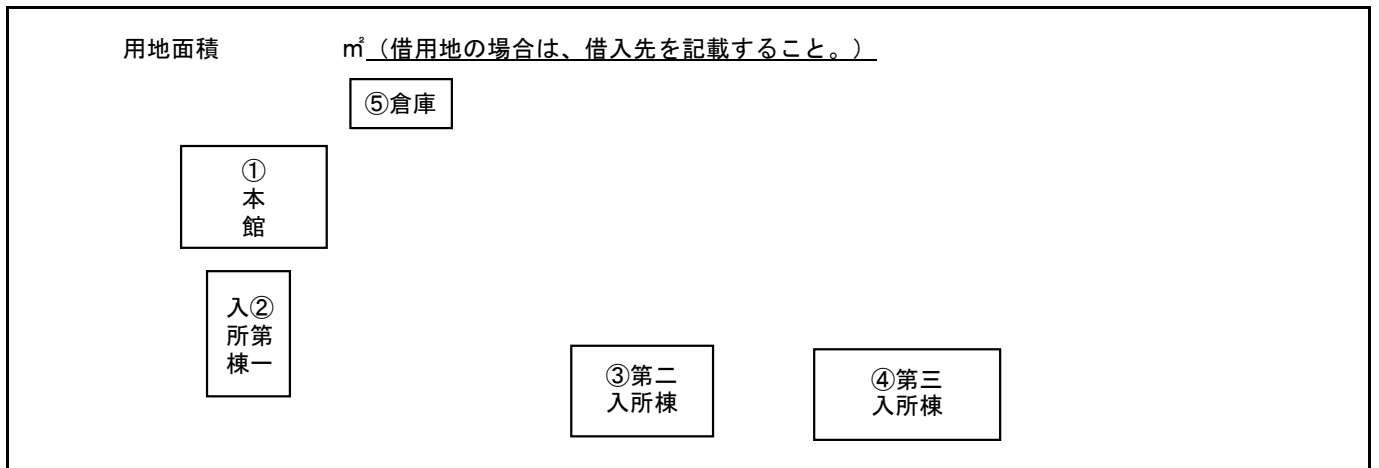
- ① 生産設備、職業訓練設備、職業補導設備等
- ② リハビリ設備、難聴幼児訓練設備、ALS等居室を整備する際の特殊介護設備、介護用リフト整備、特殊浴槽等  
なお、このうち、当該設備等整備に係る事業費が1億円を超えるものについて、大規模生産設備等整備加算の対象とする。

# 施設の配置図及び施設の経歴

都道府縣市名 \_\_\_\_\_  
 法人名 \_\_\_\_\_  
 施設名 \_\_\_\_\_

(A) 沿革（施設の発足から今日に至るまでを簡単（箇条書）に記載すること。）

(B) 配置図



(注) 整備後の施設配置についても朱書で記入すること。

(C) 施設の経歴

入所（利用）定員 名

整理番号	建物の名称	構造	所有の状況	延面積 m <sup>2</sup>	補助の状況			説明
					補助金名	年度	金額 千円	
1	本館	鉄筋二階	自己所有	1,500	国庫補助金	昭48	5,000	昭和48年改築
2	第1入所棟	木造平屋	自己所有	180	国庫補助金	昭52	1,200	昭和42年新築
3	第2入所棟	木造平屋	借家 (借入先)	219	—	—	—	昭和42年新築
4	第3入所棟	木造平屋	自己所有	180	日自振補助金	昭48	1,000	昭和48年新築
5	倉庫	木造平屋	自己所有	50	—	昭40	2,000	昭和40年新築
合計								

(注) 1 配置図及び経歴は、記載例のとおり詳細確実に記入すること。  
 2 今回協議部分は朱書し、一見して他と判別できるようにすること。

(D) 用地の状況（地すべり防止区域等危険区域内である場合は、その名称、指定年月日及び防災措置の状況を記入すること。）

# 工事実施前の施設の平面図

都道府縣市名 \_\_\_\_\_  
 法人名 \_\_\_\_\_  
 施設名 \_\_\_\_\_

建物の名称			階建	階部分					
-------	--	--	----	-----	--	--	--	--	--

物置 (1.7㎡)	居室 (人部屋) (13.2㎡)	押入 (1.7㎡)	居室 (人部屋) (13.2㎡)	居室 (人部屋) (13.2㎡)	押入 (1.7㎡)	居室 (人部屋) (9.9㎡)	倉庫 (5.0㎡)	便所 (5.0㎡)	○ ○ ○
		押入 (1.7㎡)			押入 (1.7㎡)		洗面所 (10.0㎡) ○ ○ ○ ○ ○		

テラス (23.1㎡)

廊下 (59.4㎡)

1	構	造	造	階建	
2	延	面	積	㎡	
3	建築 (移築) 年月日	年	月	日	
	(経過年数)	(	)	年	
4	国庫補助をうけた額	年度	円		
5	入	所	人	員	名
6	その他の参考事項				

- (注) 1 各室の名称、面積を必ず記入すること。また、居室については、1室当たり人員を記入すること。  
 2 建物の構造、建築 (移築) 年月日 (経過年数) 及び国庫補助を受けた年度と額を必ず記入すること。  
 3 その他参考事項欄には、古材を使用した建物である場合等においてその内容を記入すること。  
 4 必要に応じ現状を示す写真を添付すること。  
 5 施設の新設については作成を要しないこと。

# 整備工事実施後の施設の平面図

都道府縣市名 \_\_\_\_\_  
 法人名 \_\_\_\_\_  
 施設名 \_\_\_\_\_

建物の名称			階建	階部分
-------	--	--	----	-----

物置 ( 3.3㎡)	押入 ( 1.7㎡)	居室 ( 人部屋)	押入 ( 1.7㎡)	居室 ( 人部屋)	押入 ( 1.7㎡)	居室 ( 人部屋)
便所 ( 5.0㎡)	洗面所		押入 ( 1.7㎡)		押入 ( 1.7㎡)	

テラス (23.1㎡)

廊下 (59.4㎡)

1	構	造	階建	
2	延	面	積	㎡
3	着工予定年月日	年	月	日
4	竣工予定年月日	年	月	日
5	入所人員	名	( ○人部屋○○室 ○人部屋○○室 )	
6	その他の参考事項			

(記入上の注意事項)

- 1 各室の名称、面積を必ず記入すること。また、居室については、1室当たり人員を記入すること。
- 2 他の社会福祉施設等（他省庁所管施設等を含む。）との合築の場合には、全体の平面図を必ず添付し、各々設備の帰属を施設ごとに区分すること。

(添付資料)

- 1 工事関係資料（工程表、設計図、部屋別面積表）
- 2 用地関係資料
  - ・法人所有の場合（贈与契約書又は売買契約書、所有権移転確約書、不動産登記簿謄本等の写し）
  - ・貸与の場合（地方公共団体の無償貸与契約書、土地賃貸借契約書、地上権設定契約書、不動産登記簿謄本等の写し）
- 3 その他参考となる資料があれば添付すること。

# 木造社会福祉施設老朽度調査表

都道府県(市)名 \_\_\_\_\_

(法人名) 施設名		建物の名称			調査員 職名 氏名																																									
老朽度		A点×B点×C点(係数) = _____ 点																																												
A 構造耐力	区	分	a	点	b	点	c	点	d	点																																				
	① 基	礎	布コンクリート造	15	布石積造、布レンガ造	10	壺石造、壺レンガ造、壺コンクリート造	5	掘立柱木杭基礎	0																																				
	② 土	台	15.2cm角以上	15	12.1cm角以上 15.2cm角未満	10	12.1cm角未満	5	土台なし	0																																				
	③	二階以上の階を有する場合の一階の柱 柱	平家の場合の柱	15.2cm角以上 (又は13.6cm角以上2本)	20	13.6cm角以上 (又は12.1cm角以上2本)	15	12.1cm角以上	10	12.1cm角未満	0																																			
				13.6cm角以上 (又は12.1cm角以上2本)	20	12.1cm角以上 (又は10.6cm角以上2本)	15	10.6cm角以上	10	10.6cm角未満																																				
④ 根	継	ウ	ア 大部分(半数以上)柱を根継ぎしたことがある。 イ 小部分(半数未満)の柱を根継ぎしたことがある。 ウ 根継ぎした柱はない。			本のうち 本のうち		本 本		(乗率0.8) (乗率0.9) (乗率1.0)																																				
※評点 上記①～③の計 ( ) 点 × $\begin{pmatrix} 0.8 \\ 0.9 \\ 1.0 \end{pmatrix}$ + 50点 = ( ) 点																																														
B 保 存 傾 度 斜 度 架 材	区	分	a	点	b	点	c	点	d	点																																				
	① 経過年数	5年未満	5	5年以上18年未満	3	18年以上30年未満	2	30年以上	0																																					
	② 基礎の不同沈下	ない	6	ほとんどない	4	かなりある(見てわかる程度)	1	ひどい	0																																					
	③ 外壁の土台	ほとんど腐っていない	7	少し腐っている	4	腐れがひどい	1	ほとんど腐っている	0																																					
		④ 外壁の柱	ほとんど腐っていない	7	少し腐っている	4	腐れがひどい	1	ほとんど腐っている	0																																				
⑤ 梁(はり)		ほとんど腐っていない	5	少し腐っている	3	腐れがひどい	1	ほとんど腐っている	0																																					
⑥	梁行 ア(はりゆき)	1cm未満	20	1cm以上2cm未満	15	2cm以上3cm未満	10	3cm以上	0																																					
		桁行 イ(けたゆき)	180cm	20	180cm	15	180cm	10	180cm	0																																				
	⑦	梁行 ウ(はりゆき)	180cm	15	180cm	10	180cm	5	180cm	0																																				
			桁行 エ(けたゆき)	1cm未満	15	1cm以上2cm未満	10	2cm以上3cm未満	5	3cm以上	0																																			
※評点 上記の計 ( ) 点																																														
C 外 力 条 件	a	海岸からの距離			b	積雪			c	地盤																																				
	①	海岸から8Kmをこえる			①	毎年少ない(0~20cm未満)			①	普通																																				
	②	海岸から4Kmをこえる8Km以内			②	毎年かなりつもる(20~100cm未満)			②	やや軟弱																																				
③	海岸から4Km以内			③	毎年ひどくつもる(100cm以上)			③	軟弱																																					
※評点(外力条件分類番号abc)下記(附表)より																																														
<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td>係数</td> <td>1.00</td> <td>0.98</td> <td>0.96</td> <td>0.94</td> <td>0.92</td> <td>0.90</td> <td>0.88</td> <td>0.86</td> <td>0.84</td> <td>0.82</td> <td>0.80</td> </tr> <tr> <td>外力条件</td> <td>①①①</td> <td>②①①</td> <td>①①② ①②① ③①①</td> <td>②①② ②②①</td> <td>①①③ ①②② ③①② ③②①</td> <td>②①③ ②②② ②③①</td> <td>①②③ ①③② ③①③</td> <td>②②③ ②③②</td> <td>①③③ ③②③ ③③②</td> <td>②③③</td> <td>③③③</td> </tr> <tr> <td>分類番号</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>											係数	1.00	0.98	0.96	0.94	0.92	0.90	0.88	0.86	0.84	0.82	0.80	外力条件	①①①	②①①	①①② ①②① ③①①	②①② ②②①	①①③ ①②② ③①② ③②①	②①③ ②②② ②③①	①②③ ①③② ③①③	②②③ ②③②	①③③ ③②③ ③③②	②③③	③③③	分類番号											
係数	1.00	0.98	0.96	0.94	0.92	0.90	0.88	0.86	0.84	0.82	0.80																																			
外力条件	①①①	②①①	①①② ①②① ③①①	②①② ②②①	①①③ ①②② ③①② ③②①	②①③ ②②② ②③①	①②③ ①③② ③①③	②②③ ②③②	①③③ ③②③ ③③②	②③③	③③③																																			
分類番号																																														

- (注) 1 この調査表は、老朽施設と認められる建物ごと(棟別)に作成すること。  
 2 A及びB欄の記入は、各区分ごとに該当点数を○で囲み、それぞれの評点を所定欄に記入すること。  
 3 C欄は、a、b、cの各分類ごとに該当する事項の分類番号を組み合わせにより附表から係数を求めて記入すること。  
 なお、外力条件の地盤のうち「軟弱」とは、腐植土、泥土、沼土及び沼土等を埋めてから30年に満たないところであり、「やや軟弱」とは、軟弱地盤であるが、埋立ててから30年経過したもの又は地質的な原因で普通地盤より軟弱なものである。  
 4 傾斜度の測定法は、次によることとする。  
 (1) 柱の傾斜度は、もっとも傾斜のひどい柱の床180cmの長さについて垂直線を基準にして測定すること。  
 (2) 横架材の傾斜度は、もっとも傾斜のひどい梁と桁のそれぞれ180cmの長さについて水平線を基準に測定すること。

### 非木造社会福祉施設老朽度調査表

都道府県市名 \_\_\_\_\_

(法人名)						建物の名称					
現存率 ①×100		評点		老朽度		調査員		氏名			
区分	構成	P	種類	N	各部現存率		再建設指数	再建設指数調整値	現存指数	現存率	
					内	容					P×N
構造		140	鉄骨・鉄筋コンクリート 鉄筋コンクリート ブロック造 鉄骨造 れんが造、石造	1.5 1.0 0.7 0.9 1.2							
主要部の	屋根	10	・アスファルト防水、コンクリート押え型外塗 ・アスファルト露出防水 ・モルタル防水 ・石綿スレート、かわら、銅板	1.7 1.0 0.5 0.4							
	外壁	25	・タイル(小口) ・モザイクタイル ・コンクリート打放し ・モルタル、リシン吹付	1.4 1.0 1.0 0.6							
	内壁	20	・モルタル ・プaster ・木製	1.0 0.8 0.7							
	天井	20	・吸音テックス ・ボード ・プaster ・木製	1.1 1.0 0.8 0.7							
	床	20	・リノリウム ・プラスチックタイル ・アスファルトタイル(暗) ・モルタル ・木製	1.3 1.1 1.0 0.8 0.7							
	外部建具	35	・アルミサッシ(オーダー) ・アルミサッシ(既成) ・スチールサッシ ・木製	1.2 1.0 0.9 0.7							
	内部建具	10	・木製	1.0							
	小計										
設備	電灯設備等	20	・蛍光灯(300LX程度以上) ・蛍光灯(300LX程度以下) ・白熱灯	1.0 0.8 0.4							
	電線類その他	15	・ビニール被覆線 ・ゴム被覆線	1.0 0.9							
	給排水その他	20	・水洗便所 ・くみ取便所	1.0 0.4							
	暖房	40	・空気調和 ・温風(ボイラー方式) ・温風(熱風炉式) ・その他	1.9 1.3 1.0 1.0							
	小計										
外力条件	25	別表による係数									
合計											①

各部現存率 (K)

各部現存率Kの値	(構造) 内容	
	1 損耗なし、又は、損耗の程度僅小	1.0, 0.9
	2 中小亀裂、鋼材発錆(鉄骨造)、外力による小変形がみられるが耐力上影響が殆んどないもの	0.9, 0.8, 0.7
	3 損耗が進み、部分的補修、補強又は取替えを必要とするもの	0.7, 0.6, 0.5
	4 不同枕下による大亀裂、建物の傾斜、鉄筋被覆材の広範囲の脱落、発錆による主鋼材の断面欠損、その他により構造上大補強を必要とするもの	0.5, 0.4, 0.3
	5 構造上損耗著しく建替えを必要とするもの	0.3, 0.2, 0.1
	(仕上、設備) 内容	
	1 損耗なし、又は損耗の程度僅小	1.0, 0.9
	2 汚染及び損耗はある程度みられるが、機能上問題のないもの、又は極く小規模の補修を必要とするもの	0.9, 0.8, 0.7
	3 損耗が進み、部分的補修を必要とするもの	0.7, 0.6, 0.5
4 相当部分で損耗が進み、機能低下が顕著であるが、部分補修が可能なもの	0.5, 0.4, 0.3	
5 損耗の程度著しく全面建替えを要するもの	0.3, 0.2, 0.1	

外力条件 (N)

a 海岸からの距離	b 積 雪	c 地 盤																																																																																	
①海岸からの距離が8 kmをこえる	①毎年少ない(0~20 cm未満)	①普通																																																																																	
②海岸から4 kmをこえる8 km以内	②毎年かなりつもる(20~100 cm未満)	②やや軟弱																																																																																	
③海岸から4 km以内	③毎年ひどくつもる(100 cm以上)	③軟弱																																																																																	
※率(外力条件分類番号 a b c) 下記(付表)により																																																																																			
(付表)	<table border="1"> <tr> <td>率</td> <td>1.00</td> <td>0.98</td> <td>0.96</td> <td>0.94</td> <td>0.92</td> <td>0.90</td> <td>0.88</td> <td>0.86</td> <td>0.84</td> <td>0.82</td> <td>0.80</td> </tr> <tr> <td>外力条件</td> <td>①①①</td> <td>②①①</td> <td>①①②</td> <td>②①②</td> <td>①①③</td> <td>②①③</td> <td>①②③</td> <td>②②③</td> <td>①③③</td> <td>②③③</td> <td>③③③</td> </tr> <tr> <td>分類番号</td> <td></td> <td></td> <td>①②①</td> <td>②②①</td> <td>①②②</td> <td>②②②</td> <td>①③②</td> <td>②③②</td> <td>③②③</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>③①①</td> <td></td> <td>①③①</td> <td>②③①</td> <td>③①③</td> <td></td> <td>③③②</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>③①②</td> <td></td> <td>③②②</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>③②①</td> <td></td> <td>③③①</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>											率	1.00	0.98	0.96	0.94	0.92	0.90	0.88	0.86	0.84	0.82	0.80	外力条件	①①①	②①①	①①②	②①②	①①③	②①③	①②③	②②③	①③③	②③③	③③③	分類番号			①②①	②②①	①②②	②②②	①③②	②③②	③②③						③①①		①③①	②③①	③①③		③③②								③①②		③②②										③②①		③③①				
率	1.00	0.98	0.96	0.94	0.92	0.90	0.88	0.86	0.84	0.82	0.80																																																																								
外力条件	①①①	②①①	①①②	②①②	①①③	②①③	①②③	②②③	①③③	②③③	③③③																																																																								
分類番号			①②①	②②①	①②②	②②②	①③②	②③②	③②③																																																																										
			③①①		①③①	②③①	③①③		③③②																																																																										
					③①②		③②②																																																																												
					③②①		③③①																																																																												

現存率に基づく評点、老朽度

現 存 率	評 点	老 朽 度	定 義
50%以下	100点以上	特 A	特に緊急を要する
60 "	90 "	A	緊急を要する
70 "	80 "	B	至急実施すべきである
-	70 "	C	できるだけ早く実施した方がよい
-	60 "	D	必要は認めるが急がなくてよい
-	50 "	E	必要ない

- (注) 1 この調査表は、老朽施設と認められる建物ごと(棟別)に作成すること。  
 2 各区分ごとの種類欄(N)は、該当するか所を○で囲むこと。  
 3 各部現存率欄(K)は、上の表より該当する内容項目を選定し、老朽度に応じた係数を選択すること(老朽度が大きいものほど係数は小さい。)。また、老朽の具体的な状況を記入すること。  
 4 外力条件は、a、b、cの各分類ごとに該当する事項の分類番号を組み合わせにより附表から係数を種類欄(N)及び各部現存率欄(K)記入すること。  
 なお、外力条件の地盤のうち「軟弱」とは、腐植土、泥土、沼土及び沼土等を埋めてから30年に満たないところであり、「やや軟弱」とは、軟弱地盤であるが、埋立ててから30年経過したもの又は地質的な原因で普通地盤より軟弱なものである。

独立行政法人福祉医療機構に対する償還計画等調

都道府県（市）名 \_\_\_\_\_  
 （法 人 名） \_\_\_\_\_  
 施 設 名 \_\_\_\_\_

事業 計 画	区 分	事 業 量	単価 (㎡当り)	事 業 費 総 額	機 構 か ら の 借 入 金
	施設整備	㎡	円	円	円
	その他				
	計				

資 金 計 画	○機構借入金 _____ 千円	<b>【贈与金内訳】</b> (贈与者) (法人との関係) (金額) _____ 千円 _____ 千円 _____ 千円 _____ 千円 _____ 千円 <b>※贈与者…個人、後援会及び企業等</b> <b>【自己資金内訳】</b> (提供者) (法人との関係) (金額) _____ 千円 _____ 千円 _____ 千円 _____ 千円 _____ 千円 <b>※提供者…個人、後援会及び企業等</b>
	○国庫補助金 _____ 千円	
	○都道府県・指定都市・中核市 補助金 _____ 千円	
	○都道府県・指定都市・中核市 上積補助金 _____ 千円	
	○市町村補助金 _____ 千円	
	○贈与金 _____ 千円	
	○共募配分金 _____ 千円	
	○自己資金 _____ 千円	
	○その他( ) _____ 千円	
	○その他( ) _____ 千円	
	○その他( ) _____ 千円	
計 (総事業費) _____ 千円		

償還計画	年償還 初年度償還額 _____ 円 (別途年次償還計画表を作成すること。)
------	--

担 保	区 分	面 積	評 価 額	残 債 額	所 有 者	
	土 地	敷 地	㎡	千円	千円	法人・第三者( )
		その他	㎡	千円	千円	法人・第三者( )
	建 物	㎡	千円	千円	法人・第三者( )	
	借入限度額		(評価額 _____ 千円 - 残債額 _____ 千円) × 70% = _____ 千円			



□保証人の免除制度（オンコスト方式）を利用								
保 証 人	□個人保証	氏 名	年 齢	職 業	法人との関係	年 収	正味資産	

(注) 資金計画欄の金額について、2か年事業の場合はその全体額を記入すること。

(添付資料)

- 1 別紙「借入金償還計画等一覧表」、又は、独立行政法人福祉医療機構への借入申込書の添付書類「借入金償還計画表」及び「借入金償還財源内訳」の写し。（共通別紙6「社会福祉法人調書」に添付した場合は省略可）
- 2 償還財源確認書類（贈与契約書、贈与予定者の前年の課税証明書（預貯金を償還財源とする場合は残高証明書を添付）、印鑑登録証明書）。
- 3 その他参考となる資料があれば、添付すること。

## 借 入 金 償 還 計 画 等 一 覧 表

借 入 先		施 設 名			法 人 名		区 分 1. 既 借 入 分 2. 新 規 借 入 分		
返 済 回 数	返 済 年 度	元 金	利 息	合 計	償 還 財 源 内 訳				
					氏 名				
					職 業				
					年 齢				
					前年課税所得				
					法人との関係				
1	平成								
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									
13									
14									
15									
16									
17									
18									
19									
20									
合 計									

(注) 1. 既設法人で既借入金があり、今回の施設整備で新たに借入予定がある場合は、既借入金と新規借入金は別葉とすること。なお、既借入金は未償還額について記入すること。  
 2. 県・市等の利子補給等がある場合は、償還財源内訳欄に記入すること。

## 「独立行政法人福祉医療機構に対する償還計画等調」留意事項（主な融資チェックポイント）

### 「資金計画」について

- 1 贈与金・寄付金が確実に充当されるかどうか。  
（例）・一個人及び一法人で多額（10,000千円以上）の贈与等を行う場合  
・土地を売却して贈与金等に当てる場合  
・後援会等による贈与等の場合（強制寄付になっていないか）
- 2 創設法人の場合、法人認可後1週間以内に贈与されることとなっているか。

### 「償還財源」について

- 1 償還贈与者の負担額が、生活に無理のない範囲であること。（課税所得の1/4以内を目安）
- 2 償還者が既往借入の償還も兼ねている場合、それを含めて返済可能かどうか。
- 3 償還贈与者に原則として理事長が入っていること。
- 4 償還贈与者の承継者が確実なこと。承継者は、原則として60才未満であること。
- 5 協力法人が償還にあたる場合、財務内容（過去2年間）に問題はないか。  
（欠損が生じていないか。）
- 6 後援会寄付による場合、過去の実績を鑑みて無理のない計画となっているか。（強制寄付になっていないか）

### 「担保」について

- 1 担保物件の残存評価額の合計が、借入申込額の1.43倍以上（借入申込限度額は担保評価額の70%の範囲内）であること。
- 2 貸付対象施設及び貸付対象施設の敷地は、必ず担保提供されること。（公有地を除く。）
- 3 借地の場合でも担保提供されること。（公有地を除く。）
- 4 先順位に機構以外の抵当権が設定済の場合、順位変更が確実であること。（原則として機構融資が第1抵当順位であること）
- 5 医療法人が担保提供する場合、主管部局の承認が得られていること。

### 「保証人」について

- 1 保証人が、原則として2名以上立てられていること。（平成22年度から、社会福祉法人については保証人の免除制度（オンコスト方式）の選択が可能。）
- 2 理事長は、原則として保証人となっていること。
- 3 理事長以外の保証人は、70才以下であること。
- 4 保証人が償還贈与を行う場合については、償還を確実に履行するにたる所得があり、かつ、連帯保証人の正味資産の合計が借入申し込み額以上であること。

### そ の 他

- 1 過去の監査等で問題があったかどうか。また、改善がなされているか。
- 2 公職の候補者等（公職にある者を含む）が選挙区内の施設建設のための担保提供者・保証人・償還者となっていないか。
- 3 土地取得費は、購入済の物件は貸付の対象とならないこと。

## 社会福祉法人等調書

法人名	施設名	施設種別	定員	入通名		
主たる事務所の所在地		施設所在地				
法人認可の状況	1 認可済		2 新設法人			
他経営施設の状況	施設種別	建設年数	補助金名	定員	現員	法人繰越金の状況
役員 の 状 況						
役員	年齢	住 所	職歴（公職を含む）	社会福祉関係歴	他法人との	兼務法人名
理事長					有・無	
理事2					有・無	
理事3					有・無	
理事4					有・無	
理事5					有・無	
理事6					有・無	
理事7					有・無	
理事8					有・無	
理事9					有・無	
理事10					有・無	
監事					有・無	
監事2					有・無	
監事3					有・無	
評議員制の状況						
有（ 人 ） ・ 無			[ 諮 問 ・ 議 決 ]			
評議員	年齢	住 所	職歴（公職を含む）	社会福祉関係歴	他法人との	兼務法人名
評議員1					有・無	
評議員2					有・無	
評議員3					有・無	
評議員4					有・無	
評議員5					有・無	
評議員6					有・無	
評議員7					有・無	
評議員8					有・無	
評議員9					有・無	
評議員10					有・無	
評議員11					有・無	
評議員12					有・無	
評議員13					有・無	
評議員14					有・無	
評議員15					有・無	
評議員16					有・無	
評議員17					有・無	
評議員18					有・無	
評議員19					有・無	
評議員20					有・無	

資 産 の 状 況					
資産区分	種類	金額（評価額）	贈与者名、贈与金額及び面積		
基本財産	土地	m <sup>2</sup>	基本財産	m <sup>2</sup>	
	現金	円		円	
運用財産	現金	円	運用財産	円	
	その他	m <sup>2</sup> 円		円	
合 計		円	整備資金	円	
運用財産（現金）の用途			施設建設財源	国・都道府県 補助金	円
建設費充当分	円	建設費に占める割合		補助金	円
運 転 資 金	円			機 構 等 借 入 金	円
そ の 他	円	年間事業費		自 己 資 金	円
合 計	円			合 計	円
施設建設財源に対する寄附予定者の状況（自己資金内訳）					
寄附予定者名	年齢	職業	前年の課税所得又は利益（円）	寄付総額（円）	備 考
負債の状況					
	借 入 金	返 済 残 額（円）	償 還 残 年 数	県・市等の利子補給等の有無	
既借入金関係				有 ・ 無	
新規借入金関係					
合 計					
その他参考事項（都道府県市担当者意見、問題の有無等）					

（記入上の注意事項）

- 1 施設種別は、救護、生活介護等と記入すること。
- 2 施設長予定者は、役員欄の理事の番号に○印を付し、社会福祉関係歴欄の右端に資格有か無かを記入すること。
- 3 職歴は、事業種類、事業所名及び役職を記入すること。
- 4 役員及び評議員が他の社会福祉法人の役員等と兼務している場合は、兼務法人名及び役職を記入すること。
- 5 建物を運用財産としている場合には、「運用財産」の「その他」に必ず記入し、その理由書を添付すること。
- 6 「その他参考事項」欄については、定款内容、建設用地を賃借する場合の地上権設定・賃借料・法人との関係等、汚染排水、私道、農地転用許可、地役権設定者の承認及び法人・施設名称（個人名の使用等）等について記入すること。

（添付資料）

- 1 法人役員履歴書（評議員についても同様）
- 2 借入金償還計画等一覧表（共通別紙5「独立行政法人福祉医療機構に対する償還計画等調」の別紙の様式を使用：借入先ごとに作成すること）。ただし、独立行政法人福祉医療機構からの借入分については、独立行政法人福祉医療機構への借入申込書の添付書類「借入金償還計画表」及び「借入金償還財源内訳」の写しで可。
- 3 予算書及び決算書
- 4 その他参考となる資料があれば、添付すること。

## 平成 年度社会福祉施設整備事業計画書

※審査会	平成 年 月 日審査		
施設名		施設種別	
(現所在地) 建設予定地		整備区分	
民間補助金の有無	有・無（有の場合は、国庫補助とのすみ分けを示す色分け平面図）		
施設整備を必要とする理由	<p>1. 施設の必要性の調査など実態把握に基づく整備の必要性 （待機者の状況、在宅サービスの活用状況等当該施設の整備が必要であると考える客観的理由を具体的かつ簡潔に記載すること）</p> <p>2. 整備予定地の選定理由 （施設の分布状況、用地確保状況、関係市町村意見及び地域住民の意見等の調整状況などを踏まえて、当該施設の整備が必要であると考える客観的理由を具体的かつ簡潔に記載すること）</p> <p>3. 上記の外に緊急に整備を必要とする理由</p>		

（添付資料）

1. 新たに施設を創設する場合、既存施設を移転して改築等する場合は、施設整備予定地の市町村長の意見書を添付すること。  
 なお、この意見書には当該障害福祉サービスに係る具体的な需要の把握に関する調査の状況、結果等に係る資料を添付すること。
2. 当該施設（施設種別）にかかわらず、今回の整備計画において民間団体より補助金等の交付を受ける場合は、国庫補助該当部分と民間補助該当部分が判別できるように色分けした平面図等を添付すること。
3. その他参考となる資料があれば、添付すること。
4. 「※」がついている欄は、県の使用欄のため、記載しないこと。

# 法人審査結果報告書

都道府縣市名 \_\_\_\_\_

1. 法人名 \_\_\_\_\_ (  既存 /  新設 )

※ (1) 新設法人について

- ・ 社会福祉法人審査基準 (「社会福祉法人の認可について」  
(平成12年12月1日障第890号・社援第2618号  
・ 老発第794号・児発第908号の別紙1) に照らし、  
法人設立の条件は整っているか。

適 /  否 /  審査中

※ (2) 既設法人について

- ・ 法人運営、理事会機能、指導監査結果等、法人及び施設の  
運営について問題なしと認められるか。

適 /  否 /  審査中

2. 法人の経営施設及び今回の整備計画について

No.	施設種別	施設名称	今回整備	整備区分
1			<input type="checkbox"/> 有 / <input type="checkbox"/> 無	
			<input type="checkbox"/> 有 / <input type="checkbox"/> 無	
			<input type="checkbox"/> 有 / <input type="checkbox"/> 無	
			<input type="checkbox"/> 有 / <input type="checkbox"/> 無	
			<input type="checkbox"/> 有 / <input type="checkbox"/> 無	
			<input type="checkbox"/> 有 / <input type="checkbox"/> 無	
			<input type="checkbox"/> 有 / <input type="checkbox"/> 無	

(1) 県外施設の有無

有 /  無

該当施設 : 上記No.   、   、所在地  
                   : 上記No.   、   、所在地  
                   : 上記No.   、   、所在地

※ その必要性について

適 /  否 /  審査中

※ 適否の理由 {

(2) 県内複数か所の設置

有 /  無

施設の所在地 : 上記No.   、   、所在地  
                   : 上記No.   、   、所在地  
                   : 上記No.   、   、所在地  
                   : 上記No.   、   、所在地

※ その必要性について

適 /  否 /  審査中

※ 適否の理由 {

3. 法人の役員について

※ (1) 理事、監事、評議員の選任について

適 / 否 / 審査中

適否の理由

[ ]

(2) 理事長（予定者）が他の法人の理事長を兼ねる。  
別法人として設立する必要性について

兼ねる / 兼ねない  
適 / 否 / 審査中

適否の理由

[ ]

※ 4. 資金計画について

(1) 寄付行為の確実性について

適 / 否 / 審査中

- ・ 贈与契約については、契約書の写し及び寄付予定者の印鑑登録証明書等による確認を行ったか。
- ・ 寄付者の所得能力等については、所得証明書、納税証明書、預貯金の残高証明書等による確認を行ったか。

(2) 償還計画の確実性について

適 / 否 / 審査中

- ・ 借入金に対する償還財源等に寄付金を予定している場合について、(1)と同様の確認、特に個人の寄付については、年間の寄付額をその者の年間所得から控除した額が、社会通念上その生活を維持するに足ると認められる金額を上回っていることの確認など、を行ったか。

※ 5. 上記 1～4 の中で審査中とした審査、案件について

審査案件	問題点	今後の処理方針	完結予定日

※審査が完結した時点で、再度、施設整備協議先まで必ず報告すること。  
(完結報告があるまで国庫補助内示は一切行わないので十分に注意されたい。)

「※」がついている欄は、県の使用欄のため、記載しないこと。



## 解体撤去工事費・仮設施設整備工事費協議書

1 対象施設の概要

- (1) 施設の名称及び所在地
- (2) 施設の種類
- (3) 設置主体
- (4) 入所（利用）定員

現在定員	増加定員	合計
人 (世帯)	人 (世帯)	人 (世帯)

2 対象経費

- (1) 総事業費

区 分	金 額
解体撤去工事費	円
仮設施設整備工事費	
計	

- (2) 国庫補助所要額

区 分	一人あたり基準単価	算定基準による算定額	国庫補助額
解体撤去工事費	円	円	円
仮設施設整備工事費			
計			

3 施設整備費に係る事業計画

- (1) 施設の規模及び構造

ア 解体撤去工事（既存施設に係るもの）

(ア) 建物の面積 延面積 \_\_\_\_\_ m<sup>2</sup>

(イ) 建物の構造（ \_\_\_\_\_ 造）

(ウ) 建築年月日

(エ) 補助金の区分（昭和〇〇年度：国庫・民間・自己資金・その他）

(オ) 処分（取りこわし）年月日

（注）既存施設の解体撤去工事がわかるもの（平面図等）を添付すること。

イ 仮設施設工事

(ア) 建物の面積 延面積\_\_\_\_\_m<sup>2</sup>

(イ) 建物の構造 (\_\_\_\_\_造)

(注) 1 各室ごとに室名及び面積を明らかにした表を添付すること。

2 配置図及び各階平面図を添付すること。

(2) 施工計画

ア 本体工事関係

(ア) 直営・請負の別

(イ) 着工年月日

(ウ) 竣工年月日

イ 解体撤去工事関係

(ア) 直営・請負の別

(イ) 着工年月日

(ウ) 完了年月日

ウ 仮設施設工事関係

(ア) 直営・請負・賃貸借の別

(イ) 工事期間

(ウ) 仮設施設の使用期間

平成29年度1事業(1施設)当たりの間接補助基準単価

(単位:円) → 改定後

事業(施設)の種類			補助基準額	改定後単価	
生活介護 自立訓練 就労移行支援 就労継続支援	本体(日中活動部分)	利用定員 20人以下	都市部	48,000,000	49,500,000
			標準	45,800,000	47,100,000
21人 ~ 40人		都市部	96,700,000	99,600,000	
		標準	92,100,000	94,800,000	
41人 ~ 60人		都市部	161,200,000	166,000,000	
		標準	153,600,000	158,100,000	
61人 ~ 80人		都市部	226,300,000	233,100,000	
		標準	215,600,000	222,000,000	
81人 ~ 100人		都市部	291,700,000	300,400,000	
		標準	277,800,000	286,200,000	
101人 ~ 120人		都市部	356,100,000	366,700,000	
		標準	339,200,000	349,300,000	
121人以上		都市部	421,500,000	434,100,000	
		標準	401,400,000	413,400,000	
施設入所支援整備加算及び 本体(宿泊型自立訓練)	利用定員 20人以下	都市部	38,900,000	40,000,000	
		標準	37,100,000	38,100,000	
	21人 ~ 40人	都市部	78,000,000	80,400,000	
		標準	74,400,000	76,500,000	
	41人 ~ 60人	都市部	130,300,000	134,200,000	
		標準	124,200,000	127,800,000	
	61人 ~ 80人	都市部	183,500,000	189,000,000	
		標準	174,800,000	180,000,000	
	81人 ~ 100人	都市部	235,700,000	242,700,000	
		標準	224,500,000	231,200,000	
	101人 ~ 120人	都市部	288,900,000	297,600,000	
		標準	275,200,000	283,500,000	
	121人以上	都市部	341,200,000	351,500,000	
		標準	325,000,000	334,800,000	
就労・訓練事業等整備加算	都市部	37,000,000	38,100,000		
	標準	35,300,000	36,300,000		
大規模生産設備等整備加算	都市部	121,800,000	125,400,000		
	標準	116,000,000	119,400,000		
短期入所整備加算	都市部	10,200,000	10,500,000		
	標準	9,820,000	10,050,000		
発達障害者支援センター整備加算	都市部	11,700,000	12,000,000		
	標準	11,200,000	11,500,000		
相談支援、障害児相談支援整備加算	都市部	8,550,000	8,770,000		
	標準	8,170,000	8,400,000		
居宅介護、保育所等訪問支援整備加算	都市部	5,550,000	5,720,000		
	標準	5,290,000	5,450,000		
避難スペース整備加算	都市部	32,300,000	33,300,000		
	標準	30,800,000	31,700,000		

平成29年度1事業(1施設)当たりの間接補助基準単価

(単位:円) → 改定後

事業(施設)の種類			補助基準額		改定後単価
療養介護	本体	利用定員 20人	都市部	87,200,000	89,800,000
			標準	83,100,000	85,500,000
		21人 ~ 40人	都市部	175,000,000	180,200,000
			標準	166,700,000	171,600,000
		41人 ~ 60人	都市部	291,600,000	300,300,000
			標準	277,800,000	286,100,000
		61人 ~ 80人	都市部	410,300,000	422,600,000
			標準	390,800,000	402,500,000
		81人 ~ 100人	都市部	527,900,000	543,700,000
			標準	502,800,000	517,800,000
		101人 ~ 120人	都市部	645,300,000	664,700,000
			標準	614,700,000	633,000,000
		121人以上	都市部	762,900,000	785,700,000
			標準	726,600,000	748,400,000
	就労・訓練事業等整備加算	都市部	37,000,000	38,100,000	
		標準	35,300,000	36,300,000	
	大規模生産設備等整備加算	都市部	121,800,000	125,400,000	
		標準	116,000,000	119,400,000	
	短期入所整備加算	都市部	10,200,000	10,500,000	
		標準	9,820,000	10,050,000	
	発達障害者支援センター整備加算	都市部	11,700,000	12,000,000	
		標準	11,200,000	11,500,000	
	相談支援、障害児相談支援整備加算	都市部	8,550,000	8,770,000	
標準		8,170,000	8,400,000		
居宅介護、保育所等訪問支援整備加算	都市部	5,550,000	5,720,000		
	標準	5,290,000	5,450,000		
避難スペース整備加算	都市部	32,300,000	33,300,000		
	標準	30,800,000	31,700,000		
共同生活援助	本体	定員4人~10人	都市部	23,100,000	23,800,000
			標準	22,000,000	22,600,000
		短期入所整備加算	都市部	10,200,000	10,500,000
			標準	9,820,000	10,050,000
		エレベーター等設置整備加算	都市部	1,830,000	1,870,000
			標準	1,740,000	1,790,000
	相談支援、障害児相談支援整備加算	都市部	8,550,000	8,770,000	
		標準	8,170,000	8,400,000	
	居宅介護、保育所等訪問支援整備加算	都市部	5,550,000	5,720,000	
		標準	5,290,000	5,450,000	
	避難スペース整備加算	都市部	32,300,000	33,300,000	
		標準	30,800,000	31,700,000	

平成29年度1事業(1施設)当たりの間接補助基準単価

(単位:円) → 改定後

事業(施設)の種類			補助基準額	改定後単価	
福祉型障害児入所施設 医療型障害児入所施設	本体	利用定員 20人以下	都市部	87,200,000	89,800,000
			標準	83,100,000	85,500,000
		21人 ~ 40人	都市部	175,000,000	180,200,000
			標準	166,700,000	171,600,000
		41人 ~ 60人	都市部	291,700,000	300,400,000
			標準	277,800,000	286,200,000
		61人 ~ 80人	都市部	410,300,000	422,600,000
			標準	390,800,000	402,500,000
		81人 ~ 100人	都市部	528,000,000	543,800,000
			標準	502,800,000	517,900,000
		101人 ~ 120人	都市部	645,400,000	664,800,000
			標準	614,700,000	633,100,000
		121人以上	都市部	762,900,000	785,700,000
			標準	726,600,000	748,400,000
	就労・訓練事業等整備加算	都市部	37,000,000	38,100,000	
		標準	35,300,000	36,300,000	
	大規模生産設備等整備加算	都市部	121,800,000	125,400,000	
		標準	116,000,000	119,400,000	
	短期入所整備加算	都市部	10,200,000	10,500,000	
		標準	9,820,000	10,050,000	
	発達障害者支援センター整備加算	都市部	11,700,000	12,000,000	
		標準	11,200,000	11,500,000	
	相談支援、障害児相談支援整備加算	都市部	8,550,000	8,770,000	
		標準	8,170,000	8,400,000	
居宅介護、保育所等訪問支援整備加算	都市部	5,550,000	5,720,000		
	標準	5,290,000	5,450,000		
小規模グループケア整備加算	都市部	18,000,000	18,500,000		
	標準	17,200,000	17,700,000		
避難スペース整備加算	都市部	32,300,000	33,300,000		
	標準	30,800,000	31,700,000		
福祉型児童発達支援センター 医療型児童発達支援センター 児童発達支援事業所 放課後等デイサービス事業所	本体	利用定員 20人以下	都市部	48,000,000	49,500,000
			標準	45,800,000	47,100,000
		21人 ~ 40人	都市部	96,700,000	99,600,000
			標準	92,100,000	94,800,000
		41人 ~ 60人	都市部	161,200,000	166,000,000
			標準	153,600,000	158,100,000
		61人 ~ 80人	都市部	226,300,000	233,100,000
			標準	215,600,000	222,000,000

平成29年度1事業(1施設)当たりの間接補助基準単価

(単位:円) → 改定後

事業(施設)の種類		補助基準額	改定後単価	
81人 ~100人	都市部	291,700,000	300,400,000	
	標準	277,800,000	286,200,000	
	101人 ~120人	都市部	356,100,000	366,700,000
		標準	339,200,000	349,300,000
	121人以上	都市部	421,500,000	434,100,000
		標準	401,400,000	413,400,000
	就労・訓練事業等整備加算	都市部	37,000,000	38,100,000
		標準	35,300,000	36,300,000
	大規模生産設備等整備加算	都市部	121,800,000	125,400,000
		標準	116,000,000	119,400,000
	短期入所整備加算	都市部	10,200,000	10,500,000
		標準	9,820,000	10,050,000
発達障害者支援センター整備加算	都市部	11,700,000	12,000,000	
	標準	11,200,000	11,500,000	
相談支援、障害児相談支援整備加算	都市部	8,550,000	8,770,000	
	標準	8,170,000	8,400,000	
居宅介護、保育所等訪問支援整備加算	都市部	5,550,000	5,720,000	
	標準	5,290,000	5,450,000	
避難スペース整備加算	都市部	32,300,000	33,300,000	
	標準	30,800,000	31,700,000	
増築整備(既存施設の現在定員の増員)	都市部	24,100,000	24,800,000	
	標準	23,000,000	23,700,000	
短期入所(短期入所のための整備の場合)	都市部	10,200,000	10,500,000	
	標準	9,820,000	10,050,000	
相談支援、障害児相談支援(各事業のための整備の場合)	都市部	8,550,000	8,770,000	
	標準	8,170,000	8,400,000	
居宅介護、保育所等訪問支援(各事業のための整備の場合)	都市部	5,550,000	5,720,000	
	標準	5,290,000	5,450,000	
補装具製作施設	都市部	12,300,000	12,700,000	
	標準	11,800,000	12,100,000	
盲導犬訓練施設	都市部	150,900,000	155,400,000	
	標準	143,700,000	148,000,000	
点字図書館	都市部	41,600,000	42,800,000	
	標準	39,600,000	40,800,000	
聴覚障害者情報提供施設	都市部	56,000,000	57,600,000	
	標準	53,400,000	54,900,000	

別表3-1  
通常単価

平成29年度1事業(1施設)当たりの間接補助基準単価

(単位:円) → 改定後

事業(施設)の種類	補助基準額		改定後単価
		都市部	
解体撤去工事費(入所系)	都市部	11,100,000	11,400,000
	標準	10,600,000	10,900,000
解体撤去工事費(通所系)	都市部	5,490,000	5,650,000
	標準	5,240,000	5,390,000
仮施設整備費(入所系)	都市部	20,100,000	20,700,000
	標準	19,200,000	19,700,000
仮施設整備費(通所系)	都市部	9,820,000	10,050,000
	標準	9,370,000	9,600,000

- (注)1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特例割増単価の取扱いについて(平成17年10月5日社援発第1005012号)」により、都市部特例割増加算後の単価であること。
- 2 特別豪雪地域に所在する場合は、都市部単価を適用すること。
- 3 本体単価と各種加算の合計額を基準額とする。(本体単価について、宿泊型自立訓練のみを行う事業所は「本体(宿泊型自立訓練)」、宿泊型自立訓練と併せて自立訓練等の日中活動を行う事業所は「本体(日中活動部分)+本体(宿泊型自立訓練)」の単価とする。)

# 平成29年度社会福祉施設等施設整備費 国庫補助基準単価（案）

## （1）グループホーム等改修整備（大規模修繕等）

30万円以上1,000万円以内

※エレベーター等設置整備を行う場合の上限は以下のとおり

- ・エレベーター等設置整備以外の改修と併せて行う場合 1,200万円以内
- ・エレベーター等設置整備のみ行う場合 200万円以内

※賃貸物件の改修整備を行うものも対象とする。

※グループホームにスプリンクラーを整備する場合は、見積額と合見積額を比べて低い方の額と、（4）に掲げる基準単価にスプリンクラー設置対象面積を乗じて得た額とを比べて低い額を基準額とする。

## （2）短期入所事業所改修整備（大規模修繕等）

30万円以上600万円以内

※上記額は、短期入所事業所のみを改修整備する場合の基準額。

（本体施設（入所・通所・療養介護・グループホーム等）の改修と一体的に短期入所事業所を改修整備する場合は、本体施設の一部と整理。）

※賃貸物件の改修整備を行うものも対象とする。

## （3）障害福祉サービス事業等改修整備（大規模修繕等）

30万円以上500万円以内

※（1）及び（2）の整備を除く。

※賃貸物件の改修整備を行うものも対象とする。

## （4）スプリンクラー設備工事費

（事業費ベース）

（単位：円）

	1,000㎡未満	1,000㎡以上の平屋建	消火ポンプユニット加算
基準単価（案） （1㎡当たり）	19,500	36,900	3,090,000 （平米数関係なし）